

産業廃棄物処分業許可証

住 所 東京都大田区大森南一丁目21番5号

氏 名 株式会社 山二
代表取締役 山崎 智洋

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項
~~第14条の2第1項~~ の許可を受けた者であることを証する。

船橋市長 松 戸 徹



許可の年月日 令和 7 年 7 月 7 日

許可の有効年月日 令和 1 2 年 7 月 6 日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

脱水及び中和による中間処理

(2) 産業廃棄物の種類

ア 脱水による中間処理に係るもの

汚泥

イ 中和による中間処理に係るもの

廃アルカリ（舗装の切断作業時に発生する排水に限る。）

（これらのうち石綿含有産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

2. 事業の用に供するすべての施設

許可証別紙の1のとおり。

3. 許可の条件

許可証別紙の2のとおり。

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 7 年 7 月 7 日 新規許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有・無

許可証別紙

1. 事業の用に供するすべての施設

施設の種類	処理能力 (設置年月日及び許可番号)	数量	設置場所
脱水施設	5.45 m ³ /日 (10 h) (令和7年5月14日)	1	船橋市潮見町34番15
中和施設	30 m ³ /日 (10 h) (令和7年5月14日)	1	
受入タンク	2.40 m ² 1.62 m ³	1	
汚泥タンク	4.48 m ² 10.00 m ³	1	
脱水処理後汚泥保管施設	1.88 m ² 1.52 m ³	1	

2. 許可の条件

産業廃棄物の中間処理及び保管は、上記の処理能力を超えて行わないこと。

